

令和4年度やまなし6次産業強化促進事業に係る 加工品開発経費助成規程

(趣旨)

第1条 株式会社パソナ農援隊（以下「パソナ農援隊」という。）は、やまなし6次産業強化促進事業において、新たに開発する加工品の売上1,000万円を目指す農業者等（以下「エッジ事業者」という。）が実施する加工品開発に要する経費に対し、予算の範囲内で助成するものとする。

(助成金等の交付の対象となる経費及びその助成率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する助成率は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請等)

第3条 エッジ事業者は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までにパソナ農援隊に提出しなければならない。

2 エッジ事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、消費税及び地方消費税の免税事業者であることが明らかでない場合を除き、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 パソナ農援隊は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る確認及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）によりエッジ事業者に通知するものとする。

2 パソナ農援隊は、第3条第2項により、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを確認し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(助成金の交付条件)

第5条 この助成金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出してパソナ農援隊の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更該当する場合はこの限りでない。
- 二 助成事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してパソナ農援隊の承認を受けなければならない。
- 三 助成事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにパソナ農援隊に報告してその指示を受けなければならない。

ならない。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、精算払いとする。

(実績報告)

第7条 エッジ事業者は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第5号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は助成金の交付を決定した年度の3月20日のいずれか早い期日までにパソナ農援隊に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第8条 パソナ農援隊は、助成事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、エッジ事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 助成金の交付を受けたエッジ事業者は、この助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 本規程により提出する書類(添付書類として、エッジ事業者が作成した書類を含む。)は、正副2部をパソナ農援隊に提出するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、パソナ農援隊とエッジ事業者が協議して定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規程に基づき交付決定された助成金については、この規定の失効後も、なおその効力を有する。

別表 助成の対象となる経費及びその助成率又は助成額

助成対象経費	助成率	軽微な変更
需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱費等） 使用料及び賃借料（業務に必要な機器のリース料・レンタル料等） 役務費（雑役務費等） 委託費（デザインや加工業務の一部の委託費等） 報償費（デザインの謝金等） 原材料費（加工原料購入費等）	助成対象経費の1/2以内 ※200千円を上限とする	助成事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた助成金の額の増額を伴わない場合